

別冊

マニュアル改正 入院見舞金の事例

平成27年度～平成28年度
年度を跨いだ場合

消防団員等福祉共済 入院見舞金支給要件緩和に伴う事務取扱について

【原則の取扱い】

1 入院期間が年度内である場合の取扱い

(1) 入院期間が平成27年度内の場合

加入年度（4月1日～翌年3月31日）内において、事故又は疾病を直接の原因として、その原因が発生した日から180日以内に病院又は診療所に通算（複数回の入院期間を合算）して15日以上入院した場合、その原因を問わず入院日数に応じた入院見舞金を支給します。

ただし、平成27年度の支給限度日数（120日）を上限とします。

(2) 入院期間が平成28年度内の場合

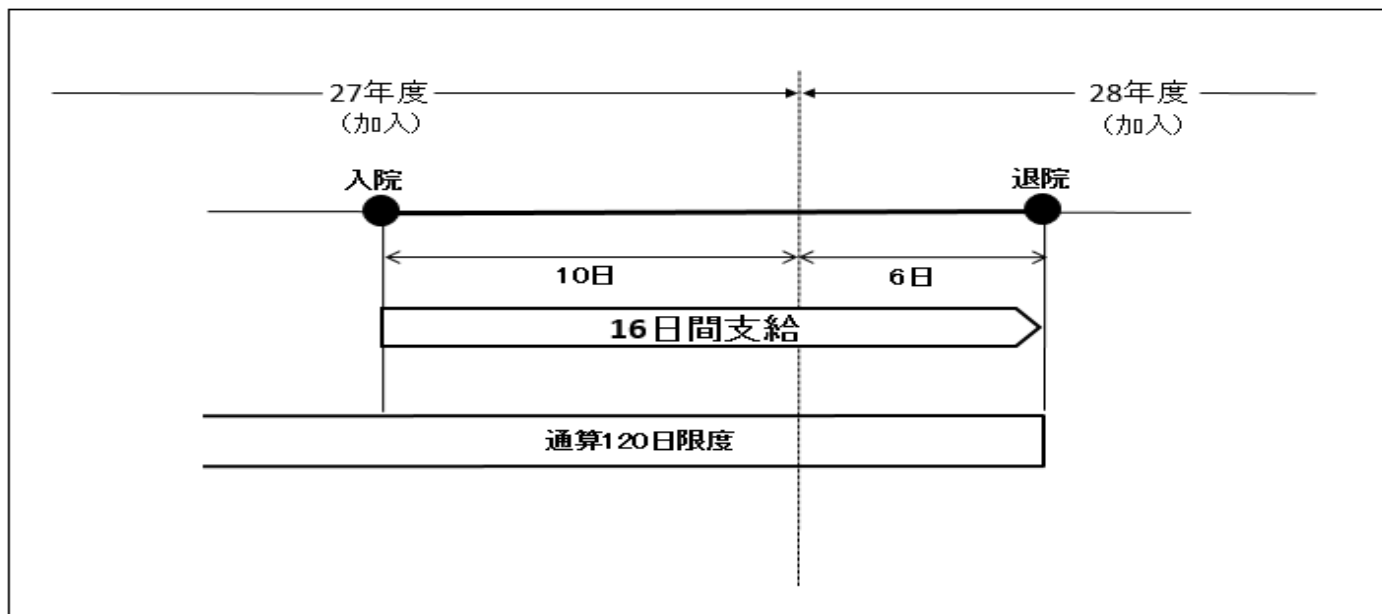
加入年度（4月1日～翌年3月31日）内において、事故又は疾病を直接の原因として、その原因が発生した日から180日以内に病院又は診療所に通算（複数回の入院期間を合算）して7日以上入院をした場合、その原因を問わず入院日数に応じた入院見舞金を支給します。

ただし、平成28年度の支給限度日数（120日）を上限とします。

※ 入院期間が平成28年度～平成29年度に跨いだ場合（それ以降も含む）は、新たな取扱いとなりますので「消防団員等福祉共済実務マニュアル」をご確認下さい。

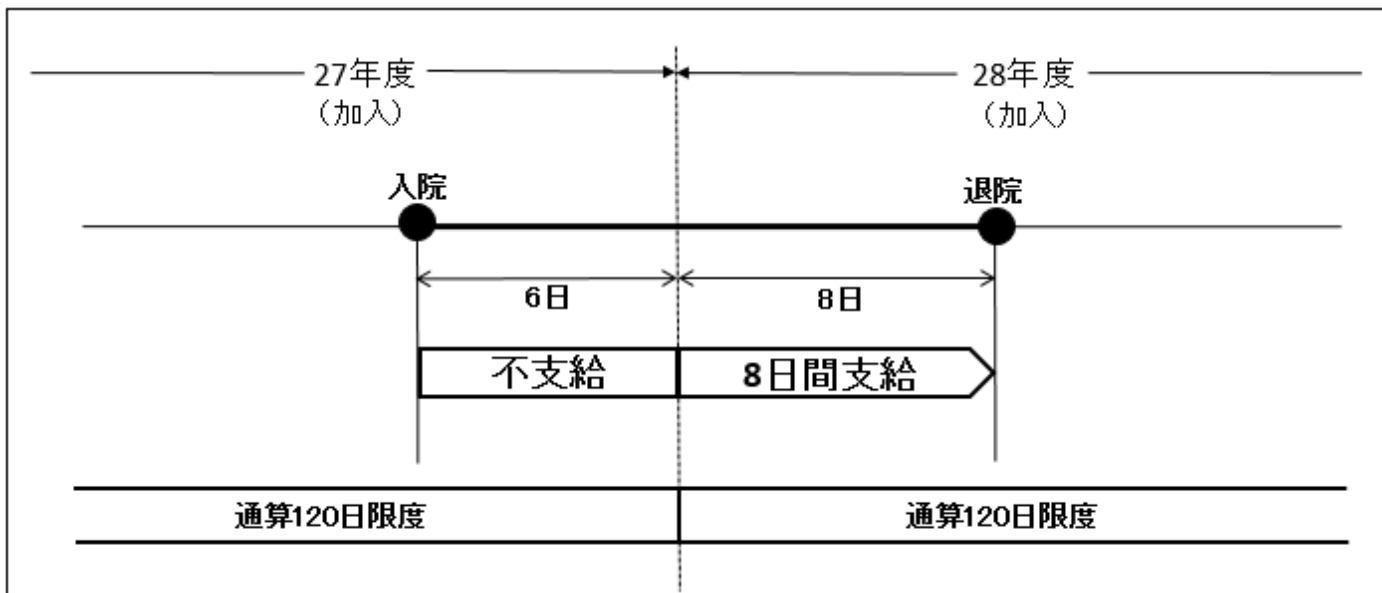
【① 年度跨ぎ(継続加入している場合)】

(事例1) 年度を跨いで15日以上入院している場合



原則として、年度ごとに入院日数を合算して支給することとしていますが、年度を跨いで入院日数が16日(27年度は15日以上支給要件)のため、27年度の支給限度日数(120日)の中から支給します。

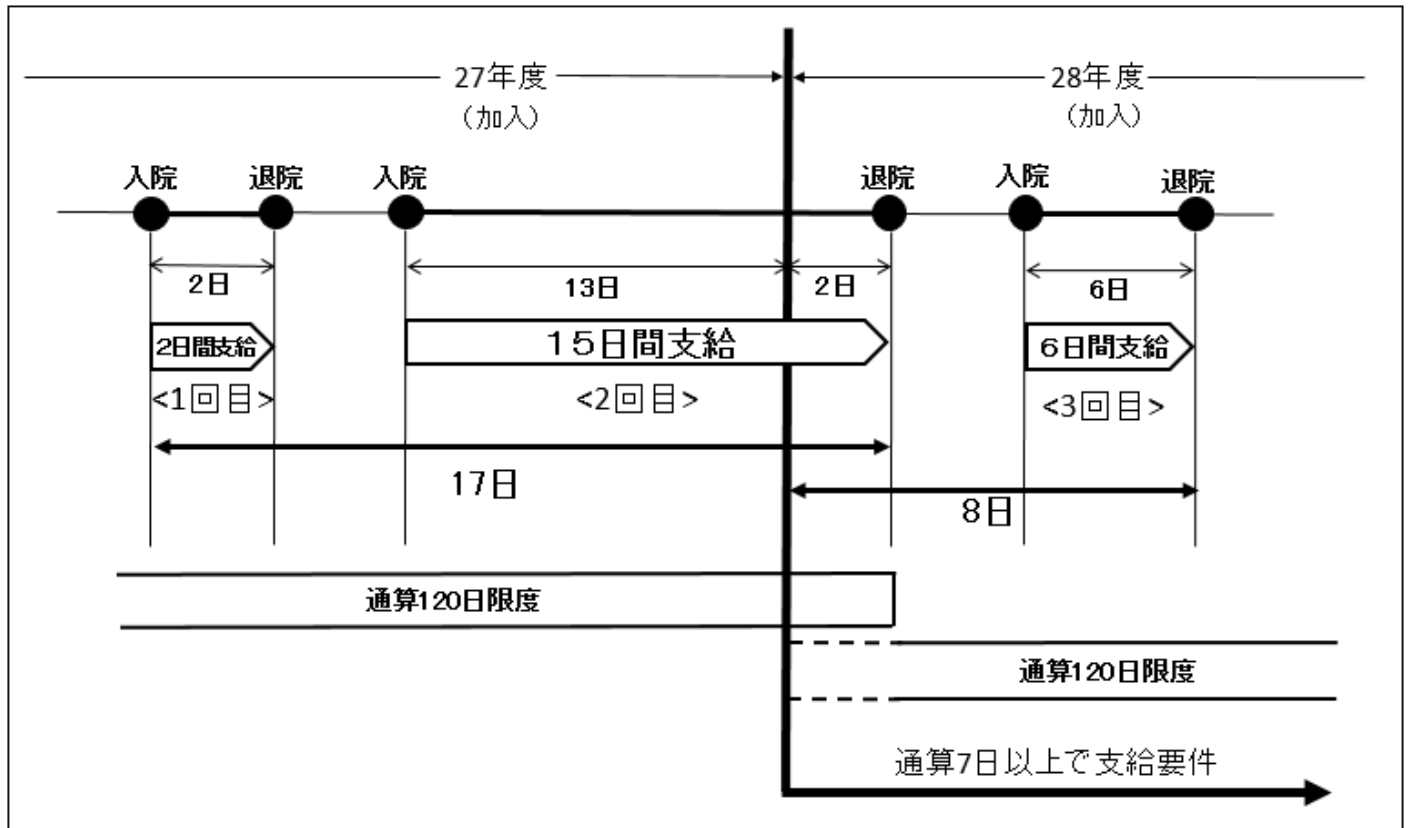
(事例2) 年度を跨いで15日以上入院していないが、28年度に7日以上入院している場合



年度を跨いで入院日数が14日(27年度は15日以上支給要件)のため、27年度の6日は不支給となります。

28年度については、入院日数が8日(28年度は7日以上支給要件)のため、28年度の支給限度日数(120日)の中から支給します。

(事例3) 27年度に2回以上の入院があり、年度を跨いで入院を含め通算15日以上入院し、28年度に2回以上の入院で通算7日以上入院している場合



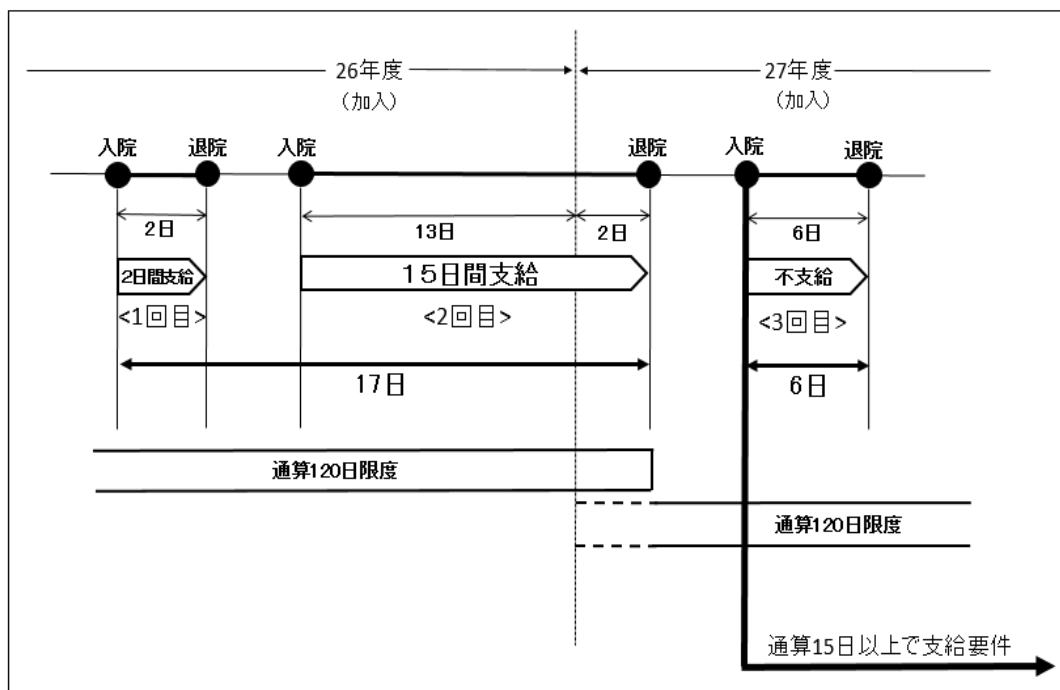
1回目及び2回目の通算入院日数は、年度を跨いで入院している日数を含め17日(27年度は15日以上支給要件)のため、27年度の支給限度日数(120日)の中から支給します。

2回目及び3回目の入院日数は、28年度の通算入院日数が8日(28年度は7日以上支給要件)のため、既に支給されている28年度の2日を28年度の支給限度日数(120日)から差し引いて、118日の中から6日を支給します。

(※)事例3については、以前まで(26年度～27年度の跨ぎ)の取扱いと支給日数が異なりますのでご注意ください。以前まで(26年度～27年度の跨ぎ)の取扱いについては、5頁の参考「事例3に対する26年度～27年度の跨ぎの取扱い」をご覧ください。

※参考

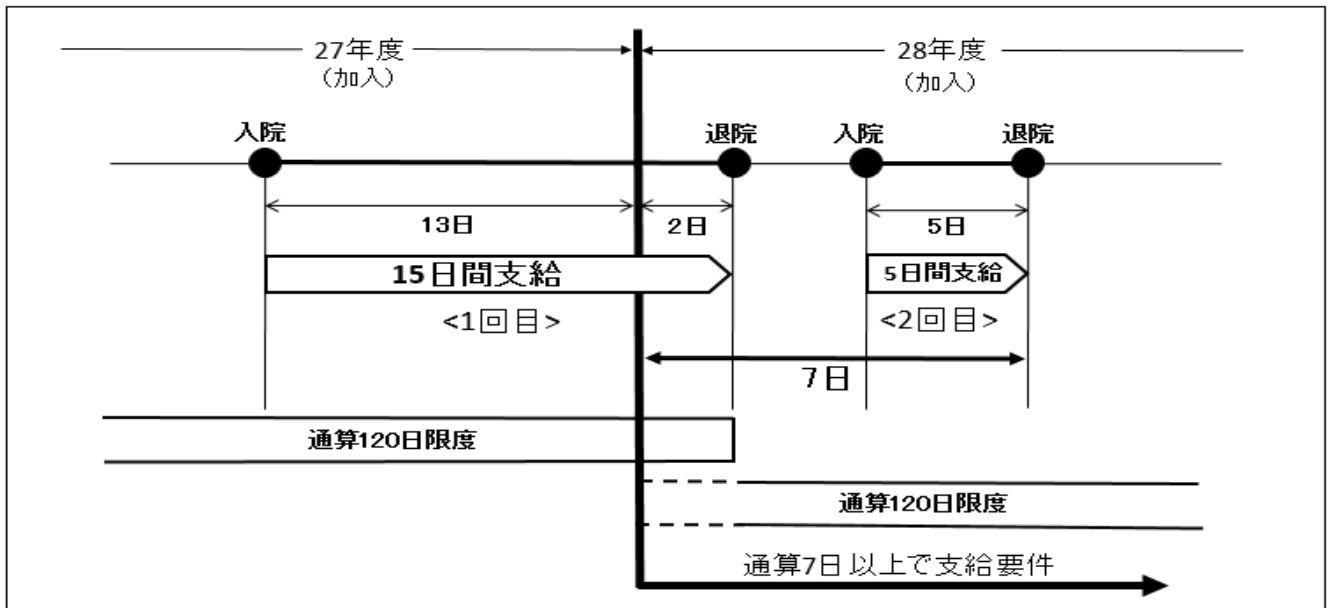
(事例3に対する26年度～27年度の跨ぎの取扱い)



1回目及び2回目の通算入院日数は、年度を跨いで入院している日数を含め17日(27年度までは15日以上支給要件)のため、26年度の支給限度日数(120日)の中から支給します。

また、27年度分の通算入院日数は3回目の入院以降からのカウントとなるため、6日(27年度は15日以上支給要件)となり不支給となります。

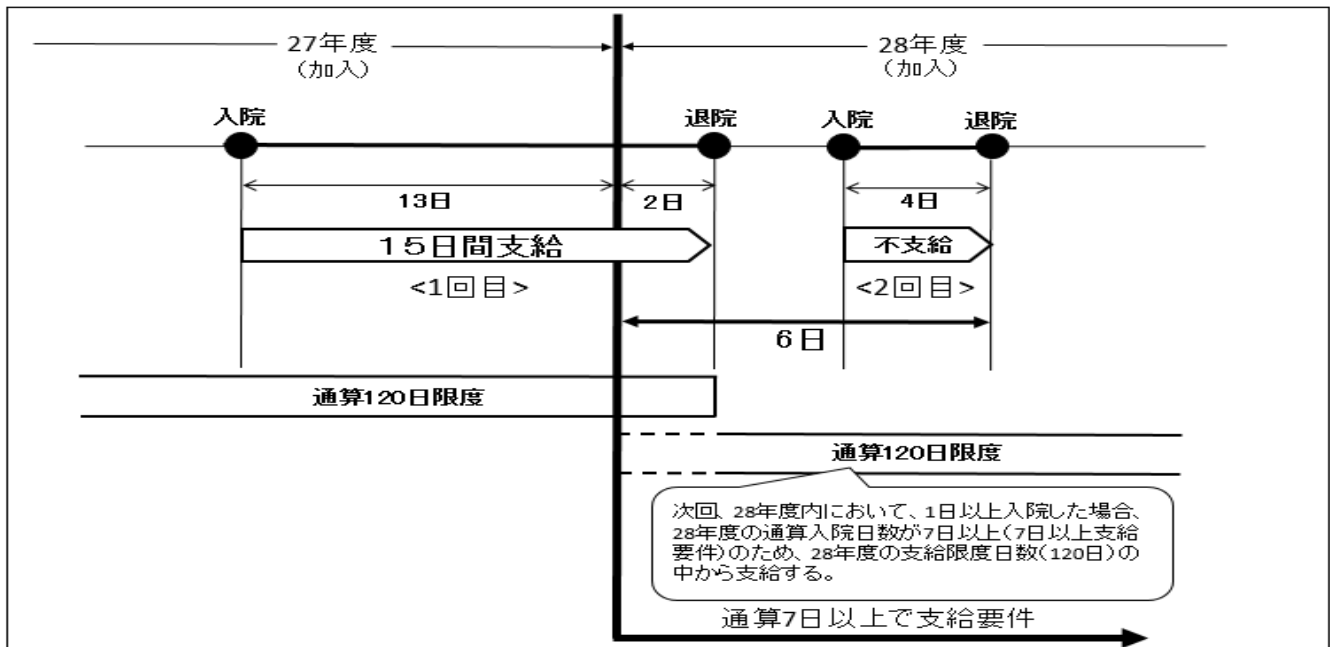
(事例4) 年度を跨いで15日以上入院し、28年度に2回以上の入院で通算7日以上入院している場合



28年度分について、1回目の入院期間のうちの2日を含め通算入院日数が7日(28年度は7日以上支給要件)のため、既に支給されている1回目入院の28年度の2日を28年度の支給限度日数(120日)から差し引いて、118日の中から5日を支給します。

(※) 1回目の入院に関する支給の取扱いについては、事例1をご覧ください。

(事例5) 年度を跨いで15日以上入院し、28年度に2回以上の入院で通算7日以上入院していない場合

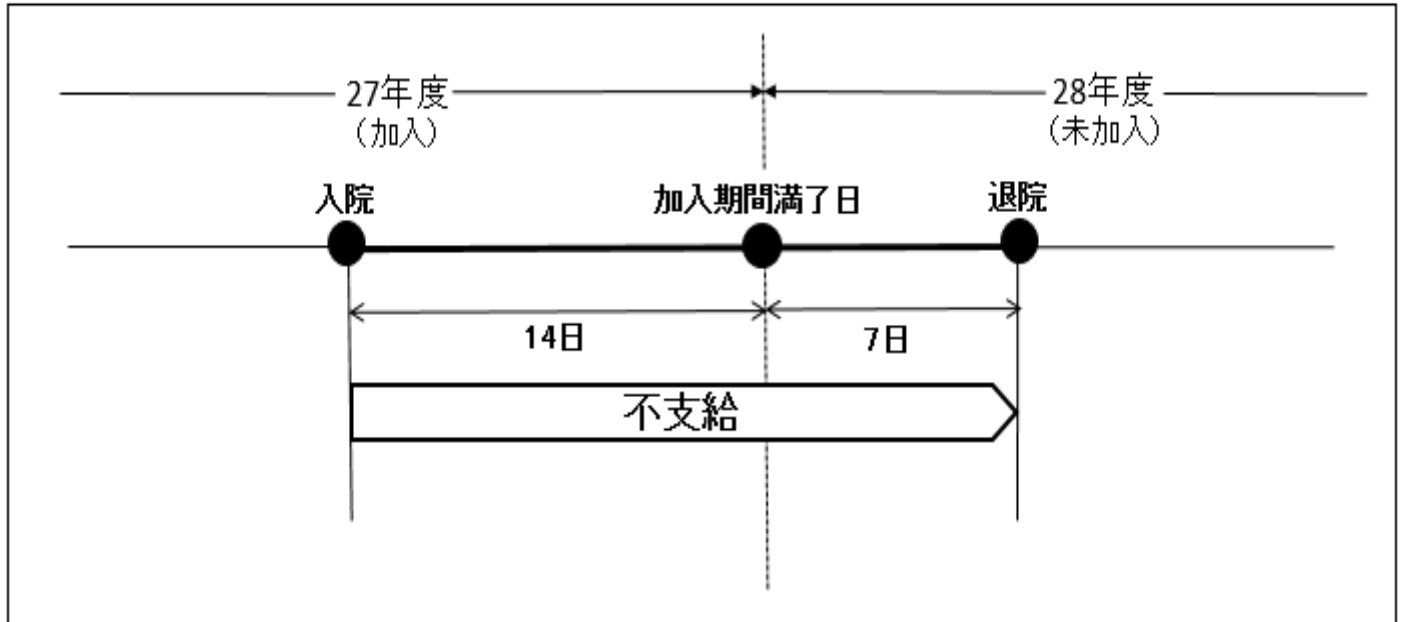


28年度分について、1回目の入院期間のうちの2日を含め通算入院日数が6日(28年度は7日以上支給要件)のため、2回目の入院期間は不支給となります。次回、28年度において1日以上入院した場合は、28年度の通算入院日数が、1回目の入院期間のうちの2日を含めて7日以上(28年度は7日以上支給要件)のため、既に支給されている1回目入院の28年度の2日を28年度の支給限度日数(120日)から差し引いて、118日の中から支給します。

(※) 1回目の入院に関する支給の取扱いについては、事例1をご覧ください。

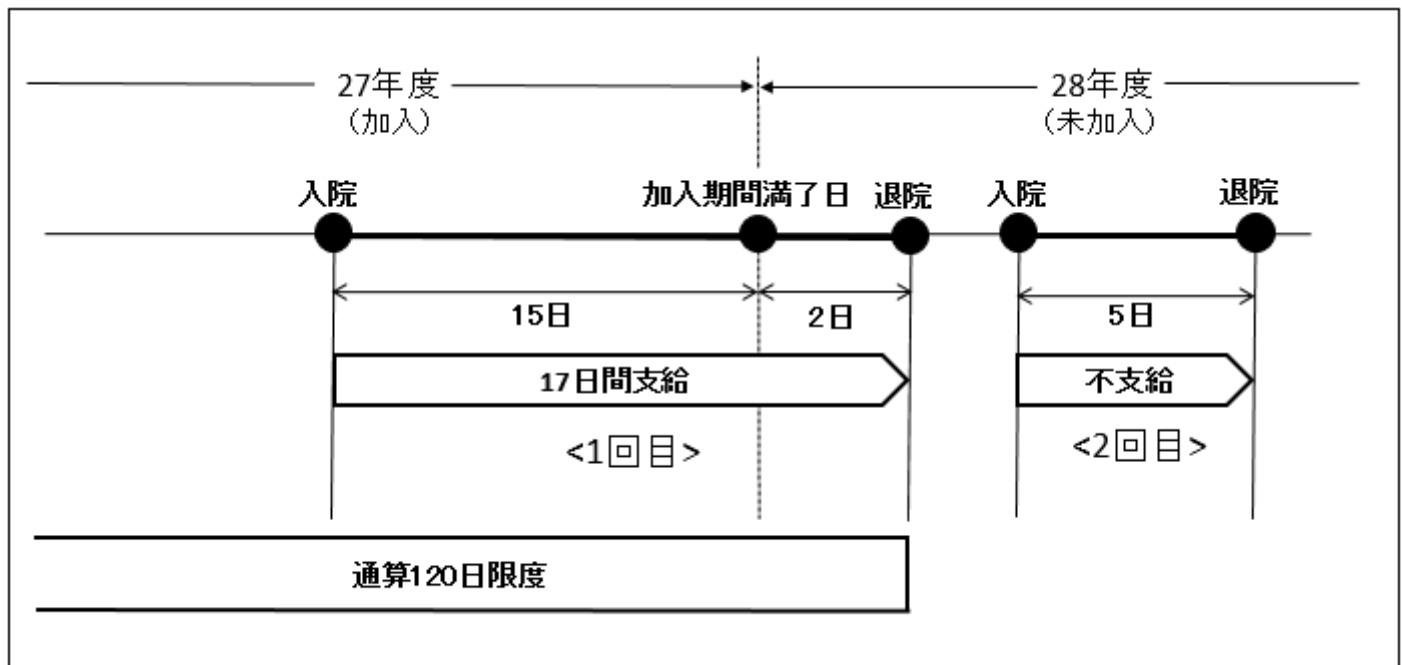
【② 年度跨ぎ（継続加入していない場合）】

（事例6）年度を跨いだ入院のうち加入年度において15日以上入院していない場合



27年度の入院が14日（27年度は15日以上支給要件）のため、未加入である28年度の7日についても不支給となります。

（事例7）年度を跨いだ入院のうち加入年度において15日以上入院している場合



27年度の入院が15日（27年度は15日以上支給要件）のため、年度を跨いだ2日を含め17日を支給しますが、28年度は未加入であるため2回目入院の5日については不支給となります。

お問い合わせ先

公益財団法人 日本消防協会 福祉部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16日本消防会館

TEL:03-3503-3074/FAX:03-3503-1480/E-mail: fukushi-kyousai@nissho.or.jp